

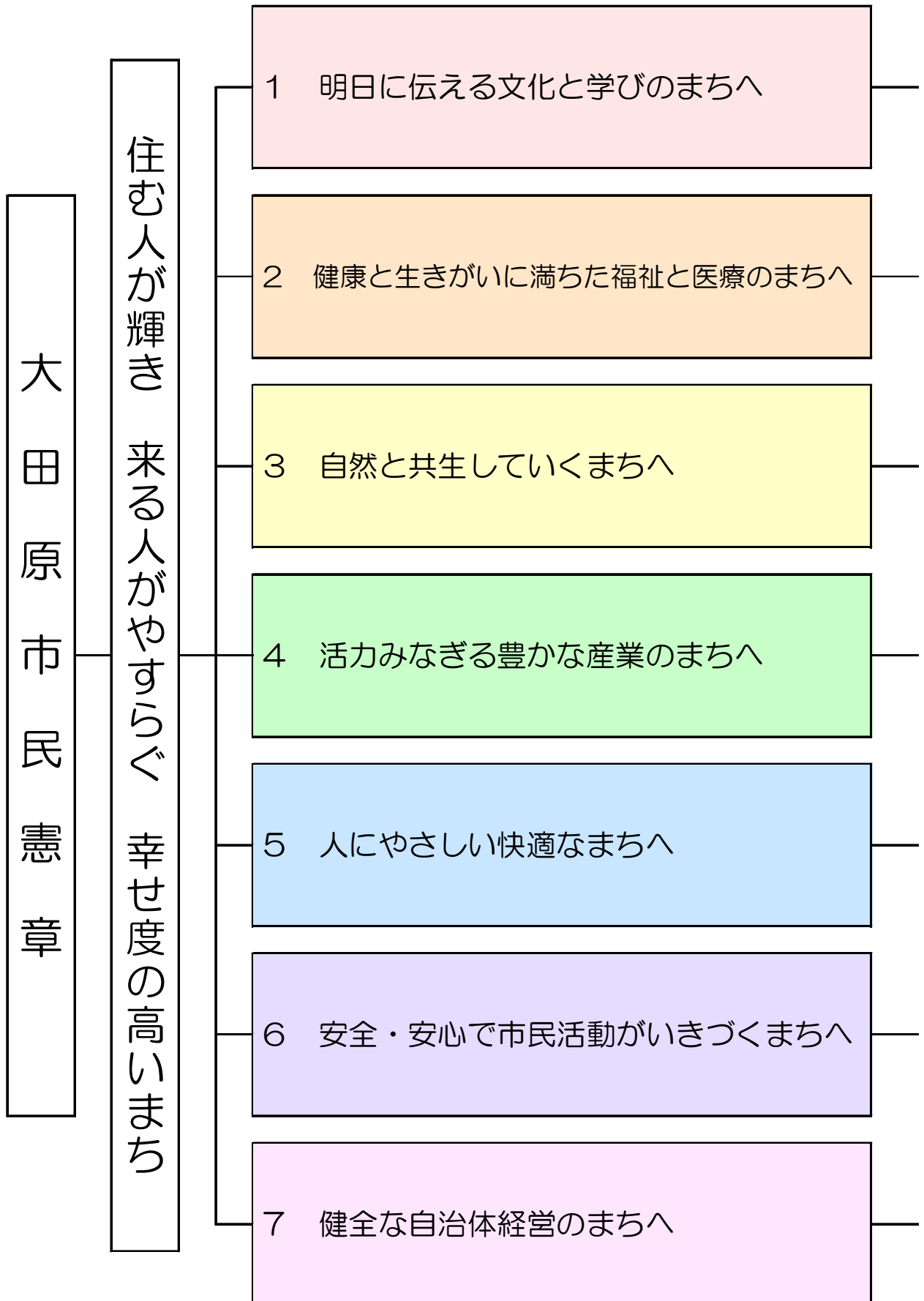
A large group of white swans and ducks swimming in a pond. The swans are the primary focus, with several in the foreground and many more in the background. The ducks are smaller and more numerous, scattered throughout the water. The water is calm, reflecting the light. In the background, there is a line of tall, dry reeds or grasses.

資料編

1 「新大田原レインボープラン」政策体系

【基本理念】【将来像】

【基本政策】



【基本施策】

【実施計画】

【進行管理】

- ①生涯学習の充実
- ②学校教育の充実
- ③青少年の健全育成
- ④文化・芸術の振興
- ⑤スポーツ・レクリエーションの振興
- ⑥国際交流・国内交流の推進

- ①健康づくりの推進
- ②子育て支援の充実
- ③高齢者福祉の充実
- ④障害者福祉の充実
- ⑤地域福祉の充実
- ⑥介護保険事業の充実
- ⑦社会保障の充実

- ①自然環境の保全
- ②生活環境の向上
- ③廃棄物対策の推進

- ①農業の振興
- ②林業の振興
- ③工業の振興
- ④商業の振興
- ⑤観光の振興

- ①土地利用対策の推進
- ②都市基盤の整備
- ③公共交通の整備
- ④住宅の整備
- ⑤上水道の整備
- ⑥下水道の整備
- ⑦道路・河川の整備

- ①防犯体制の充実
- ②防災体制の充実
- ③交通安全対策の充実
- ④消費者保護対策の充実
- ⑤市民参加行政の推進
- ⑥コミュニティの活性化
- ⑦人権の尊重
- ⑧男女共同参画の推進

- ①行政の健全運営
- ②財政の健全運営
- ③広域行政の推進
- ④地域情報化の推進

す。基本計画で示した施策を推進する。ローリング方式により毎年見直しを行い、主要な事業を財源の裏付けとともに明らかにしています。

等を実施計画に計上した事業等を中央進行管理事務事業と部門進行管理事務事業に分けて進捗状況を管理します。

2 大田原市総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成17年	
12月1日	基本構想策定委員会、基本計画策定委員会を設置
12月14日	第1回基本構想策定委員会、第1回基本計画策定委員会を開催
平成18年	
2月	市民意識調査を実施 20歳以上の市民を対象に、住民基本台帳から3,000人を無作為抽出し、郵送方式により実施。 有効回収数 1,522 有効回収率 50.7%
3月	市議会議員へのアンケートを実施
4月3日	総合計画審議会を設置
4月28日	第2回基本構想策定委員会を開催
5月17日	第1回総合計画審議会を開催
7月21日	第3回基本構想策定委員会、第2回基本計画策定委員会を開催
8月2日	第2回総合計画審議会を開催
8月10日～31日	総合計画に係るパブリックコメントを実施 提出意見 2件
8月20日	総合計画（案）に係る説明会を実施 場所 総合文化会館 参加者 60名
9月28日	第3回総合計画審議会を開催
10月12日	総合計画審議会から答申
10月18日	第4回基本構想策定委員会、第3回基本計画策定委員会を開催
11月14日	市議会全員協議会へ報告
12月21日	基本構想を第5回市議会定例会で可決 総合計画決定

3 都市宣言

非核平和都市宣言（昭和 61 年 10 月 1 日）

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

「つくらす・もたす・もちこませず」の非核三原則を堅持することを、すべての人々と共に訴え、緑と光とやすらぎのある豊かな自然と平和を希求する市民の願い達成のため、ここに大田原市は、非核平和都市を宣言する。

暴力追放都市宣言（平成 2 年 10 月 1 日）

平和で住みよい都市づくりは、全市民共通の願いである。

市民一人ひとりが、善良な市民生活を侵害する暴力の存在を認めず、暴力排除の確固たる信念のもとに一致団結して、あらゆる暴力を追放、根絶し、犯罪のない明るい都市づくり達成のため、ここに大田原市は暴力追放都市を宣言する。

環境保全都市宣言（平成 6 年 12 月 21 日）

与一の里大田原は、「ミヤコタナゴ」が生息し、白鳥が飛来する、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。

いま、このまちの澄んだ空、豊かな清流、緑茂る大地を汚染や破壊から守り育ててゆくことが、私たち市民一人ひとりに課せられた責務である。

また、私たちは自然と人間が調和し、永遠に共生することを強く念願するものである。

市制 40 周年を契機に、私たちは自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりを決意し、豊かで美しい自然を永く後世に伝えるため「環境保全都市大田原」の実現を目指すことをここに宣言する。

健康長寿都市宣言（平成 7 年 7 月 14 日）

私たち大田原市民は、ゆとりとうるおいのある社会の中で、互いに支え合いながら、すこやかに長寿を迎え、幸せに生きたいと願っています。

この願いを実現するため、私たち市民一人ひとりが、「健康は自分に贈ることのできる最高のプレゼント」と認識し、すすんで健康の保持増進に努めることを誓い、ここに「健康長寿都市大田原」を宣言します。

生涯学習都市宣言（平成 13 年 3 月 21 日）

生きる喜びを見つけよう だから磨こう 自分らしさを
学ぶ喜びを見つけよう だから集おう 呼びかけあって
活かす喜びを見つけよう だから尽くそう 社会のために
ひとが輝き まちが輝く 人間性豊かな大田原市をめざし、
ここに生涯学習都市を宣言します。

交通安全都市宣言（平成 16 年 12 月 22 日）

交通事故のない、安全で住みよい地域社会を築くことは、市民すべての願いです。

この願いを一瞬にして奪い、平穏な暮らしを破壊する悲惨な交通事故をなくすことは、重要かつ緊急の課題です。

交通事故をなくすためには、交通安全意識の高揚を図り、交通環境の整備に努めるとともに、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践することが必要です。

ここに大田原市は、決意を新たに「交通事故のない安全で住みよいまち」をめざし、交通安全都市を宣言します。

4 大田原市総合計画に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

この要領は、大田原市総合計画（以下「計画」という。）の策定過程においてパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市民に対する説明責任を果たし、より透明性の高い行政運営の推進に寄与することを目的とする。

2 意見等を提出できるもの

意見等を提出できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの
- (6) パブリックコメント手続に係る計画案に利害関係を有するもの

3 案の公表

市は、パブリックコメント手続を実施するときは、次に掲げる事項を記載した資料を添付して計画案を公表するものとする。

- (1) 計画案の概要
- (2) 計画案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 市民が計画案を理解するために必要な関連資料

4 公表の方法

公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 企画政策課及び各支所における閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他必要と認める方法

5 意見等の提出

- (1) 提出期間は、平成18年8月10日から8月31日までとする。
- (2) 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。
 - ア 市が指定する場所への書面の提出
 - イ 郵便
 - ウ ファクシミリ
 - エ 電子メール
- (3) 当該意見等を提出するものは、氏名又は名称、住所又は所在地等連絡先を明示しなければならない。

6 意見等の反映

- (1) 市は、提出された意見等を考慮して、計画案について意思決定を行うものとする。
- (2) 市は、意思決定を行ったときは、次に掲げるものを公表するものとする。
 - ア 意見等の概要
 - イ 意見等に対する市の考え方
 - ウ 決定した計画案の内容
- (3) 市は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。
- (4) 意見等の公表方法は、4 公表の方法を準用する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

5 大田原市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 大田原市総合計画を策定するため、大田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国又は県の職員
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成19年3月31日限りその効力を失う。

大田原市総合計画審議会委員名簿

会長	東 郷 肇	委員	杉 山 眞美子
副会長	渡 邊 謙 作		鈴 木 五 郎
委員	鈴 木 信 夫		高 久 千栄子
	藤 沼 久 子		堀 江 明
	益 子 弘		益 子 賢
	稲 田 和 弘		吉 岡 麻 子
	今 泉 宏		藤 田 宏 和
	尾 崎 貴 之		

6 大田原市総合計画基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大田原市総合計画策定基本方針に基づき、全庁的な取組みの中で、基本構想原案を作成するため、基本構想策定委員会を設置する。

(組織)

第2条 基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には助役、副委員長には企画部長をもって充て、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会に基本構想素案を作成するため、次の部会を置く。

- (1) 基礎的条件整備構想部会
- (2) 保健福祉推進構想部会
- (3) 市民生活安定構想部会
- (4) 教育振興構想部会
- (5) 産業文化振興構想部会
- (6) 行財政合理化構想部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は部長等とし、副部会長は委員の互選とする。

3 部会は必要に応じて部会長が招集し、作成した基本構想素案を委員長に報告するものとする。

4 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。

5 部会の構成は、別表のとおりとする。

(報告)

第6条 委員長は、会議経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

7 大田原市総合計画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大田原市総合計画策定基本方針に基づき、全庁的な取組みの中で、基本計画原案を作成するため、基本計画策定委員会を設置する。

(組織)

第2条 基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には助役、副委員長には企画部長をもって充て、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会に基本計画素案を作成するため、次の部会を置く。

- (1) 基礎的条件整備計画部会
- (2) 保健福祉推進計画部会
- (3) 市民生活安定計画部会
- (4) 教育振興計画部会
- (5) 産業文化振興計画部会
- (6) 行財政合理化計画部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は大田原市総合計画基本構想策定委員会設置要綱(平成17年告示第128号)に規定する基本構想各部会の副部会長を充てることとし、副部会長は委員の互選とする。

3 部会は必要に応じて部会長が招集し、作成した基本計画素案を基本構想各部会長の承認を経て委員長に報告するものとする。

4 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。

5 部会の構成は、別表のとおりとする。

(報告)

第6条 委員長は、会議経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

新大田原レインボープラン（平成19年3月発行）

編集・発行 大田原市

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市企画部企画政策課

TEL 0287-23-8701

FAX 0287-22-4485

市ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail kikaku@city.ohawara.tochigi.jp

